



平成 26 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 日 本 製 粉 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 寺 春 樹  
 (コード番号 2001 東証第 1 部・札証)  
 問 合 せ 先 理 事 広 報 部 長 満 生 潔  
 (TEL. 0 3 - 3 3 5 0 - 3 9 0 0)

**東福製粉株式会社株式（証券コード 2006）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

日本製粉株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 6 月 13 日開催の取締役会において、東福製粉株式会社（コード番号：2006、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）第二部、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 26 年 7 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 26 年 7 月 29 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 26 年 8 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日）付で対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

日本製粉株式会社  
 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 5 号

(2) 対象者の名称

東福製粉株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2, 837, 000 株	一株	2, 837, 000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（2, 837, 000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2, 837, 000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 相互保有株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成26年7月1日(火曜日)から平成26年7月29日(火曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成26年8月12日(火曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、161円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(4,411,311株)が買付予定数の上限(2,837,000株)を超えたため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年7月30日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	4,411,311株	2,837,000株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	4,411,311株	2,837,000株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	2,263個	(買付け等前における株券等所有割合 22.73%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,042個	(買付け等前における株券等所有割合 10.46%)

買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,100 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,036 個	(買付け等後における株券等所有割合 10.40%)
対象者の総株主等の議決権の数	9,917 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成26年5月15日に提出した第92期第2四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の単元未満株式40,000株から、平成26年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式438株を控除した39,562株に係る議決権の数である39個)及び上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の相互保有株式の数(2,000株)に係る議決権の数(2個)の合計数である41個を「対象者の総株主等の議決権の数」に加えた議決権の数(9,958個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(4,411,311株)が買付予定数の上限(2,837,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済を行います。(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数減少させるもの)としました。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成26年8月5日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等

の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

#### ④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

#### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成 26 年 6 月 13 日付で公表した「東福製粉株式会社株式(証券コード 2006)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

日本製粉株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 5 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目 14 番 2 号

以 上